

豊畑放牧場風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 4 月

青森風力開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	3
別紙 1	8
別紙 2	9
別紙 3	10
別紙 4	11
別紙 5	12
別紙 6	13

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨等を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年3月6日（月）

(2) 公告の方法

①平成29年3月6日（月）付けで、以下の日刊新聞紙に「お知らせ」広告を掲載した。

・東奥日報（朝刊）……………【別紙1参照】

②上記公告に加え、下記の「お知らせ」を実施した。

・青森県のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙2参照】

・六ヶ所村のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙3参照】

・当社のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙4参照】

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所、事業所1箇所の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①自治体庁舎での縦覧

・東北町役場本庁舎 2階企画課（青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484）

・東北町役場分庁舎 1階東北支所（青森県上北郡東北町字塔ノ沢山1-94）

・六ヶ所村役場 3階企画調整課（青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475）

②事業所での縦覧

・青森風力開発株式会社（青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031番地6）

③インターネットでの縦覧

・当社のホームページに平成29年3月6日（月）から掲載……………【別紙4参照】

（ホームページURL <http://aomoriwinddevelopment.com/>）

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：平成29年3月6日（月）から平成29年4月5日（水）まで

（土、日、祝祭日を除く）

・縦覧時間：午前9時から午後5時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。
また、青森県のホームページか及び六ヶ所村のホームページから当社ホームページにリンクすることにより、参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）の合計は0名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

①説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

……………【別紙1～4 参照】

②上記公告に加え、縦覧場所に「お知らせ」を掲示した。……………【別紙5 参照】

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成29年3月15日（水） 午後6時30分から
- ・開催場所：数牛生活改善センター （青森県上北郡東北町字谷地頭1番地10）
- ・来場者数：1名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月6日（月）から平成29年4月19日（水）まで（必着）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置したご意見箱への投函 ……………【別紙6 参照】

②当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 動物

No	一般の意見	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて本方法書に対して以下の通り意見を述べる。	コウモリ類については他の動植物と同様、環境影響評価法の定めるところにより、事業の実施による影響をできる限り回避し、または低減する等の環境保全上の配慮を適切に検討します。
2	1. 専門家および一般からの意見について ①コウモリ類のサーチライト調査については、275ページの専門家C氏および277ページの専門家D氏によって否定されている。一般（研究者）からの意見も同様に否定した意見が多数寄せられている。しかし、事業者は一般からの意見の見解で、自動録音調査と比較して「調査後の解析にかかる労力の面でも相対的に優位であるため」と述べている。なぜ、専門家の意見を見捨てるのか合理的な理由を述べよ。	コウモリ類については、今後国及び県による審査をうけ、実行可能な範囲で対応します。
3	②「コウモリ類の生態と保全対策」の①および②、「調査手法・今後の事業の進め方」については、コウモリ類に対する風力発電の影響として、すでに一般的な考えなので、今後の一般の意見に対する事業者見解として参考にとすると良い。	「コウモリ類の生態と保全対策」、「調査手法・今後の事業の進め方」については今後の参考とします。
4	③ただし、③保全対策については、何の根拠もないので、参考にするべきではない。すでにバットストライクは国内でも起こっており、他事業の風力アセスメントでは50m以上の高さを多く飛翔している時期が公表されている。従って、30m程度の下端高では確実にバットストライクが起こる。また、隣接した森林の樹高を20mとすれば、下端高はわずか10mである。たとえ下端高が70～90mであっても、本事業ではまだそれらを把握するまともな調査が行われていないことから、「減らすことができる」という理屈は成り立たない。最新の知見とコウモリ類についての十分な調査研究経験を持つ専門家に意見を聞くこと。	保全対策については今後も専門家にアドバイスを求めつつ検討を行います。

No	一般の意見	事業者の見解
5	④本事業は方法書の段階であり、コウモリ類の環境影響評価に資するまともな現地調査結果が得られていないうちから、事後調査についての意見を記載すべきではない。事後調査は保全措置として準備書以降で述べること。	事後調査及び保全措置は準備書以降で述べます。
6	2. コウモリ類の調査手法について ①バットディテクター調査は、ルート調査以外に、サーチライト調査の代わりに定点調査を行うこと。サーチライト調査で選定された地点において、コウモリの活動期に連続した期間で録音調査を行うこと。録音はブレード回転域の高さで調査を行うこと。更にルート調査も行うこと（以下、音声調査）。	コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ検討を行います。
7	②音声調査はフルスペクトラム方式の機種を用い、FFT 法による解析を行うこと。他の風力発電アセス事業では、フルスペクトラム方式で調査解析された準備書が多数閲覧されている。ヘテロダイン方式の調査はすでに旧態依然である。最新の知見を伴う影響評価を行うこと。	
8	③音声調査で記録された音声は、全パルスを対象に個々のパルスのパラメーターについて整理すること。	
9	④各パラメーターを類型化し、音声からの分類群について解析を行うこと。	
10	⑤解析は現地における風向、風速、雨量、日射放射収支などの気象観測を行うこと。	
11	⑥音声調査による音声の出現状況については、気象、出現時刻および出現時期の関連を考察すること。	
12	⑦音声調査で確認されたパルスは、音声分類群ごとにパルスを図示すること。	
13	⑧気象観測塔が無くても、他社の風力アセスメントでは様々な工夫で高所音声調査が行われている。他社の調査手法を見習うこと。	
14	⑨バットディテクター調査は 314 ページの①哺乳類に記載された 4 季で調査を行うこと。	
15	3. その他コウモリ類の調査手法について ①コウモリ類の捕獲調査は 314 ページの①哺乳類に記載された 4 季で調査を行うこと。	飛翔頻度が高く影響が大きいと考えられる時期に重点的に調査することが合理的と考えられるため、現行計画通りとします。 コウモリ類の捕獲調査は、分娩期直前にあたる 5 月下旬～6 月上旬（春季）、出産哺育期にあたる 6 月下旬～8 月上旬（夏季）において、個体への影響を考慮し実施を避けました。捕獲調査は、コウモリ類の専門調査員のもとで分散期にあたる 9 月上旬に実施予定です。

No	一般の意見	事業者の見解
16	■コウモリ類の調査日数について コウモリ類の調査日数の記載がない。バットストライクの予測ができるよう長期間の調査を実施すること。	コウモリ類の調査日数は準備書以降で述べます。コウモリ類の調査手法については今後も専門家にアドバイスを求めつつ、実施します。
17	■コウモリ類の調査について コウモリ類の専門家の指摘のとおりコウモリ類については長期間自動録音調査を行い、風速とコウモリの出現頻度を比較すること。高高度におけるコウモリ類の自動録音調査は国内でも手法として確立している。	コウモリ類の音声調査手法については専門家にアドバイスを求めつつ、高所音声調査の導入の可否を検討します。
18	■哺乳類（コウモリ類）調査地点について P325 哺乳類（コウモリ類）調査地点をみると、「バットディテクター法」の調査ルートが「風力発電設置位置」にない。事業者は「風力発電設置位置にコウモリがいない」という恣意的な結果にするつもりか。	現地調査を行う地点・ルート等は、現在の地権者・管理者から立ち入りの了承が得られるという前提のもとで、改変予定箇所に近い環境や対象事業実施区域内の環境区分を代表する場所を勘案して選択していますので、改変予定箇所そのものとはならないことがあります。
19	■バットディテクターの機種について ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。	バットディテクタによる調査では、ある程度広域における集中的な出現場所の有無等を確認することを主眼としております。種の識別のための調査は別途捕獲調査として実施予定です。
20	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査すべきではないのか。	

No	一般の意見	事業者の見解
21	■ コウモリの音声録音について 捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	本項目に限らず、調査対象への影響が相互に干渉すると考えられる現地調査については時間的・空間的に離す等の考慮をします。
22	■ コウモリ類の保全措置について コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、更に低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？	ご指摘のような運用上の変更は、コウモリ類に対する保全措置として有効であろうと考えますが、事業採算性とあわせて、適用の可否について検討します。
23	■ コウモリ類の保全措置について 現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。	
24	■ コウモリ類の保全措置について 「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない（できない）」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。	保全事例数と関係なく保全措置を検討します。
25	■ コウモリ類の保全措置について 事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルが発する熱にも誘引される。 仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例を述べよ。	ライトアップの有無によるバットストライク頻度への影響については検証事例は見当たりませんが、餌となる昆虫が誘引されにくくなることは確実なので、保全対策としては無意味ではないと考えます。

No	一般の意見	事業者の見解
26	■コウモリ類の保全措置について 事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施するべきではないのか？ なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	ご指摘のような運用上の変更は、コウモリ類に対する保全措置として有効であろうと考えますが、事業採算性とあわせて、適用の可否について検討します。

2. その他

No	一般の意見	事業者の見解
27	■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。	Eメールや専用フォームでの意見の受付については、今後の検討事項とさせていただきます。

日刊新聞紙における公告【東奥日報 平成 29 年 3 月 6 日付朝刊】

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「豊田放牧場風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧及び住民説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
代表者の氏名
事務所の所在地

青森風力開発株式会社
代表取締役 岡山 信広
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎
一〇三一番地六

二、対象事業の名称
原動力の種類
発電所の出力

豊田放牧場風力発電事業
風力(陸上)
最大一万八千キロワット

三、事業実施想定区域
四、縦覧の場所

時間

青森県上北郡東北町字ガス平 他
東北町役場本庁舎 二階 企画課
東北町役場分庁舎 一階 東北支所
六ヶ所村役場 三階 企画調整課
青森風力開発株式会社
午前九時から午後五時まで
(土・日・祝日を除く)

電子縦覧

<http://aonoriwinddevelopment.com/>
(青森風力開発株式会社)

期間

平成二十九年三月六日(月)から
平成二十九年四月五日(水)まで

五、意見書の提出

記載事項

環境の保全の見地からのご意見(意見の理由を含む)
氏名及び住所、方法書の名称
環境の保全の見地からのご意見(意見の理由を含む)

提出期限

平成二十九年四月十九日(水)(必着)

提出先

〒〇三九三二五 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一〇三一番地六

青森風力開発株式会社 宛
※意見書に記載された個人情報、宛件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

六、住民説明会の開催

会場

数牛生活改善センター 青森県上北郡東北町字谷地頭一番地一〇

開催日

平成二十九年三月十五日(水)

時間

午後六時三十分から午後七時三十分

七、問い合わせ先

青森風力開発株式会社

電話〇一七五七四三三八三

ホームページへの掲載【青森県のホームページ】

豊畑放牧場風力発電事業（環境影響評価手続状況）

更新日付：2017年3月7日 環境保全課

事業名	豊畑放牧場風力発電事業
事業者	青森風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：最大18,000kW
事業実施想定区域	青森県上北郡東北町字カス平 他
関係地域	青森県上北郡東北町及び六ヶ所村
配慮書 公告 縦覧 審査会意見 知事意見	平成28年8月8日 平成28年8月9日～9月8日 平成28年10月21日 □（内容はここからです） 平成28年11月7日 □（内容はここからです）
方法書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	内容については □ 事業者ウェブサイト を御覧ください。 平成29年3月6日 平成29年3月6日～4月5日 平成29年3月15日 数々生活改善センター
準備書 公告 縦覧 説明会の開催 住民等意見の概要 審査会意見 知事意見	
評価書 公告・縦覧	
事後調査等報告書 提出 公告・縦覧	

関連タグ

- 暮らし
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ

電話：017-734-9242 FAX：017-734-8081

お問い合わせ

このページを印刷する

ホームページへの掲載【六ヶ所村のホームページ】

[English](#)
[中文](#)
[한국어](#)

[文字サイズ: 小 中 大](#)

[六ヶ所村](#)
[村とエネルギー](#)
[観光](#)
[防災](#)
[くらしのガイド](#)
[行政情報](#)
[事業者向け](#)

[ホーム](#)
[村の紹介](#)
[村とエネルギー](#)
[観光](#)
[防災](#)
[くらしのガイド](#)
[行政情報](#)
[事業者向け](#)

[行政情報](#)

[総務](#)
[こども](#)
[環境庁金部連関・平野田](#)
[会議の主な実施](#)
[会議のページ](#)
[総務課](#)
[総務課情報システムグループ](#)
[税務課](#)
[財政課](#)
[建設課](#)
[企画調整課](#)
[原子力対策課](#)
[国際教育研修センター](#)
[農林水産課](#)
[環境観光課](#)
[社会教育課](#)
[上下水道課](#)
[農業委員会](#)
[監査](#)

[六ヶ所村議会](#)
[六ヶ所村教育委員会](#)
[六ヶ所村建設課](#)
[入札・契約情報](#)
[各種申請書ダウンロード](#)
[広域連携](#)
[その他お知らせ](#)

[現在位置: ホーム > 行政情報 > 会議のページ > 企画調整課 > 「豊畑放牧場風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載](#)

[印刷](#)

「豊畑放牧場風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載

環境影響評価法に基づき、事業者である青森風力開発㈱が計画している「豊畑放牧場風力発電事業」に係る環境影響評価方法書が掲載されています。

環境影響評価方法書は、当該事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法をまとめたものです。

事業の概要

【事業の名称】 豊畑放牧場風力発電事業

【事業者】 青森風力開発株式会社

【事業の種別】 風力発電所（陸上）

【事業の規模】 最大18,000キロワット

【対象事業実施区域】 青森県上北郡東北町カス平地区

環境影響評価準備書の掲載

【期 間】 平成29年3月6日（月）から 4月5日（水）まで（土日・祝日を除く）

【場 所】 六ヶ所村役場企画調整課内
青森風力開発㈱（青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6）

【時 間】 午前9時から午後5時まで

※なお、経緯内容については下記ホームページでも平成29年4月5日（水）まで閲覧することができます。

青森風力開発㈱（外部リンク）aomoriwinddevelopment.com/

環境の保全の見地からの意見書の提出

【期 間】 平成29年3月6日（月）から 4月19日（水）（土日・祝日を除く）

【方 法】 「環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記（1）または（2）の方法でご提出ください。

（1）経緯場所に備え付けの意見書箱に投函（平成29年4月19日（水）まで）

（2）事業書宛に郵送

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6
青森風力開発㈱宛 （平成29年4月19日（水）必着）

※意見書に記載する事項

①氏名及び住所、②環境影響評価方法書の名称、③環境保全の見地からの意見
（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

説明会の開催

【開催日時】 平成29年3月15日（水）午後6時30分から午後7時30分

【開催場所】 数生生涯学習センター（青森県上北郡東北町字谷地1-10）

問合せ先

青森風力開発株式会社

〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1031-6

電話 0175-74-3283

（受付時間：土日祝を除く、午前9時から午後5時まで）

このページの情報発信部門

六ヶ所村 企画調整課

住所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾崎字野崎475 電話番号：0175-72-2111（内線番号：351から359）

[メールでのお問い合わせはこちらまで](#)

この掲載からさがす: [企画調整課](#)

登録日: 2017年3月3日 / 更新日: 2017年3月6日

[印刷](#) [戻る](#) [ページの先頭](#)

このカテゴリ内の他のページ

- [統計調査員育成登録制度](#)
- [社会資本整備計画（都市再生整備計画）と事後評価結果、フォローアップ報告書の公表について](#)
- ★ [「豊畑放牧場風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載](#)
- [「豊原風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載](#)
- [「青森平風力発電事業」環境影響評価方法書の掲載](#)
- [六ヶ所村地域おこし協力隊募集](#)
- [広域・県直等交付金を活用した事業の概要及び評価報告書](#)
- [六ヶ所村七戸十和田駅駅舎会談タラシ](#)
- [農会タラシ利用書アンケート](#)
- [六ヶ所村まち・ひと・しごと創生総合戦略](#)
- [三沢・大館（伊丹）線のお知らせ](#)
- [青森・ソウル線のお知らせ](#)
- [六ヶ所村地域活性化促進事業](#)
- [青森県地域づくりネットワーク推進協議会に登録しませんが](#)

All Rights Reserved. Copyright © 2017 六ヶ所村 Official Web Site [サイトマップ](#) [掲載からさがす](#)

六ヶ所村役場 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾崎字野崎475 TEL：0175-72-2111（代表） FAX：0175-72-2603

Copyright (C) Rokkasho Village, All Rights Reserved.

ホームページへの掲載【当社のホームページ】

[トップページ](#)[会社方針](#)[実績](#)[新着情報](#)[会社概要](#)[採用情報](#)[アクセス](#)[お問い合わせ](#)

 私たちは、地域と共に、自然と人が共存できる風力開発を進めます

事業目的

- 青森県地元資本による風力発電事業の確立
- 新たな長期安定雇用の確保
- 再生利用可能エネルギー普及による全世界の環境保全

NEWS

- [雲雀平WF方法書](#) を公開しました
- [雲雀平WF方法書（要約書）](#) を公開しました
- [豊原WF方法書](#) を公開しました
- [豊原WF方法書（要約書）](#) を公開しました
- [豊畑WF方法書](#) を公開しました
- [豊畑WF方法書（要約書）](#) を公開しました

※ブラウザはInternet Explorerをお使い下さい

[実績](#)[採用情報](#)[アクセス](#)**青森風力開発株式会社**
 〒039-3215
 青森県上北郡六ヶ所村倉内字笹崎1031-6

住民説明会のお知らせ**雲雀平風力発電事業**

会 場：吹越生活改善センター（横浜町字吹越 567-1）

開催日：平成 29 年 3 月 16 日（木）

時 間：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分

豊原風力発電事業

会 場：豊原集会場（六ヶ所村大字倉内字笹崎 1524）

開催日：平成 29 年 3 月 17 日（金）

日 時：午後 7 時から午後 8 時

豊畑放牧場風力発電事業

会 場：数牛生活改善センター（東北町谷地頭 1-10）

開催日：平成 29 年 3 月 15 日（水）

時 間：午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分

ご意見記入用紙

豊畑放牧場風力発電事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見書

平成 年 月 日

事業者

青森風力開発株式会社 宛

提出者 住 所：

氏 名：

次のとおり環境影響評価方法書に対する意見書を提出します。

意 見 の 内 容	
-----------------------	--

意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 6 日(火)～平成 29 年 4 月 19 日(水)

意見書の提出方法

備え付けのご意見箱にご投函下さい。

下記、事業者までご郵送頂いても構いません（平成 29 年 4 月 19 日必着）。

お問い合わせ先

名 称：青森風力開発株式会社

所在地：〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎 1031 番地 6

電 話：0175-74-3283（土、日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

担 当：松橋

ご意見は環境影響評価の実施に際して参考にさせていただきますが、ご意見に対する回答を含め、個別に対応は致しませんので、あらかじめご承知おき下さい。